

第2回定例会 可決した議案

市長提出議案

条例の改正

◆三鷹市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

この議案は、「地方公務員災害補償法」の一部改正により、災害補償を行う通勤の範囲に、就業場所から勤務場所への移動等が加えられたことに伴い、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等について定める本条例においても同様の改正を行うとともに、規定を整備するものです。

◆三鷹市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

この議案は、「消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令」の一部改正に伴い、非常勤消防団員の退職報償金の支給額を引き上げるものです。

契約

◆三鷹市公共下水道事業に係る雨水管等整備業務委託契約の締結について

この議案は、スコール型浸水被害に対応するため、「都市型水害対策計画」に基づき、中原地区分流区域内の雨水管等整備事業として業務委託契約の締結を行うものです。

その他

◆ふじみ衛生組合規約の変更について

この議案は、新ごみ処理施設の建設に当たり、ふじみ衛生組合が処理する事務に、可燃物の処理場の建設及び経営に関する事務を加えるものです。

議員提出議案

意見書(要旨)

◆脳脊髄液減少症の研究・治療等の推進を求める意見書

脳脊髄液減少症は、交通事故、スポーツ障がい、落下事故、暴力などによる頭部や全身への強い衝撃によって脳脊髄液が慢性的に漏れ続け、頭痛、首や背中の痛み、腰痛、目まい、吐き気、視力低下、耳鳴り、思考力低下、うつ症状、睡眠障がい、極端な全身倦怠感・疲労感等のさまざまな症状が複合的に発現する病気であり、難治性のいわゆる「むち打ち症」の原因として注目されている。

近年、この病気に対する認識が徐々に広がり、新しい診断法・治療法(ブラッ

ドパッチ療法など)の有用性が報告されている。

しかしながら、この病気の一般の認知度はまだまだ低く、患者数など、実態も明らかになっていない。また、全国的にもこの診断・治療を行う医療機関が少な

いため、患者・家族等は大変な苦勞を強いられている。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、次の措置を講じられるよう強く要望する。

1 交通事故等の外傷による脳脊髄液漏れ患者(脳脊髄液減少症患者)の実態調査を実施するとともに、患者・家族に対する相談及び支援の体制を確立すること。

2 脳脊髄液減少症についてさらに研究を推進するとともに、診断法並びにブラッドパッチ療法を含む治療法を早期に確立すること。

3 脳脊髄液減少症の治療法の確立後、ブラッドパッチ療法等の新しい治療法に対して早期に保険を適用すること。

◆「仕事と生活の調和推進基本法」(仮称)の制定を求める意見書

我が国は、ついに人口減少社会に突入した。厚生労働省の人口動態統計によると、昨年11月までの1年間に出生数が死亡数を下回り人口が年間で初めて自然減となったのである。

少子社会への対応を考えるとき、今後の働き方として、男性も女性もともに、仕事と子育て・介護など家庭生活との両立に困難を感じるような働き方が可能になるような環境整備、社会システムの構築が非常に重要になってくる。

つまり、働き方や暮らし方を見直して「仕事と生活の調和」を図ること、いわゆるワーク・ライフ・バランスの実現が、これからの我が国にとって重要課題である。ワーク・ライフ・バランスは、働く者にとって望ましいだけでなく、企業にとっても、就業意欲の高まり、労働生産性の向上などのメリットが少なくない。

ワーク・ライフ・バランスは労働政策に限るものではなく、省庁の枠を超えて総合的に政策が実行できるよう、「仕事と生活の調和推進基本法」(仮称)を制定すべきである。

よって、本市議会は、政府に対し、社会経済情勢の変化に対応した豊かで活力ある社会が実現できるよう、ワーク・ライフ・バランス形成の促進を図るため、同基本法によって政策の基本方向を定め、総合的かつ計画的に施策を実行することを強く要望する。

◆雨水浸透ます設置事業の拡大に関する意見書

「緑と水の公園都市」を目指す本市は、市民との協働で緑と水に囲まれた住みよいまちづくりに努めてきた。市内には神田川、仙川、野川などの河川があり、その清流を守っていくためにも地下水、湧水の保全が重要な課題である。そのため

の施策として雨水を地下に返すのは大変有効である。本市ではまちづくり条例に基づき新築時においては雨水浸透施設の指導の継続を徹底し、また、公共施設への雨水浸透施設の積極的な設置、歩道等の透水性舗装の整備など、雨水を地下に返す方法を多方面にわたって多角的に行ってきた。しかし、国が2003年度に事業を打ち切り、東京都も年々減少させていることから、近年雨水浸透ますの設置数が伸び悩んできた。新築時以外の設置には多額の費用がかかり、市民の協力のもとでの設置には行政の補助による促進が必要であり、水資源の保全には広域的な取り組みが求められる。雨水の地下への浸透を行うことは湧水や地下水の保全になるだけではなくヒートアイランド現象の緩和につながることも言われ、また都市型水害への対応としても有効である。



雨水浸透ますの設置は湧水の復活にも有効だ

にに関する懇談会」は、先

ろ、多重債務問題の温床と

される「グレーゾーン金利」

について、出資法が定める

年29・2%の上限金利を引

き下げ、利息制限法に基づ

き統一する方針を明らかに

し、このような方針を盛り

込んだ最終報告を6月に提

出するとしている。

消費者が貸金業者から金

を借りた場合、金利などを

書いた書類を渡し、利用者

が任意で利息を支払えば有

効とみなす貸金業規制法の

「みなし弁済」規定が適用

されることがある。

本年1月、最高裁判所は、

「みなし弁済」の厳格な適

用を業者に求め、「グレーゾーン金利」を実質的に無効とする判断を示した。しかし、それにもかかわらず、貸金業者はその後「グレーゾーン金利」で融資を続けたり、また今回の上限金利を引き下げるという方針についても、強く反対したと言われている。

このように貸金業者はみ

ずから進んで現状を改善す

る姿勢になっていないと言

いがたい。また、その意思

も感じられない以上、関係

法の改正を図ることによっ

て、明確に貸金利を制限す

べきである。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、「グレーゾーン金利」の撤廃を図り、多重債務の悲劇を根絶するために関係法の早急な改正を強く求めるものである。

◆障がい者自立支援制度の見直し、障がい者と施設の支援強化を求める意見書

今年4月から、居宅サー

ビス、施設サービス、公費

負担医療が「応益負担」と

なり、原則1割負担となっ

た。車いすなどの補装具に

ついては、今年10月から1

割負担が求められる。また、

公費負担医療は、現行では

応益負担や5%負担であっ

たものがここでも原則1割となる。

利用者負担について「負担がふえ過ぎないように配慮する」として、国は「自己負担上限設定」による軽減措置を講じているが、とても「配慮」したとは言えないものである。

また、この法施行によっ

て報酬を「月払い方式」か

ら「日払い方式」に変え、

報酬を抑制し、その結果、

通所施設の収入減と経営危

機という問題が出ている。

「日払い方式」は、利用者の出席日数による実績払いで、障がい者は体調も悪くなる日も多く、通院日もあり、毎日施設に通えるとは限らないために、欠席がそのまま施設の収入減になるものである。このことにより施設では必要な職員配置ができず、パート化・賃金引き下げ・労働強化という問題も発生している。

よって、本市議会は、政府に対し、国が制度の見直し、さらなる障がい者への支援策を拡充することにも

に、通所施設の報酬支払い方式を「月払い方式」に戻し、報酬を引き上げるなど支援策の抜本的強化を求めるものである。

決議(要旨)

第31回オリンピック競技大会の東京招致に関する決議

オリンピックは、スポーツを通じて世界平和の実現に大きく貢献する、世界最大のスポーツ・文化の祭典である。

1964年の第18回オリンピック東京大会は、我が国の戦後復興の象徴として開催され、多くの国民に感動と自信を与え、生まれ変わった首都東京の姿を世界にアピールした。これを機に東京はさらなる発展を続け、政治、経済、文化が高密度に集積する世界に類を見ない大都市となった。

東京において、約半世紀ぶりにオリンピックを開催することは、世界平和を希

求する強い意思を世界にアピールするとともに、これまで培ってきた独自の伝統・文化や先端的な技術・産業を世界に発信し、成熟した都市東京の姿を全世界に示す絶好の機会となる。

また、アスリートたちの

崇高な競い合いは、未来を

担う子どもたちに感動を与

え、スポーツを通じた健やか

な成長を促すことにつながる。

こうしたオリンピックの

開催は、我が三鷹市が目指

す平和の希求、人権の尊重

に大きく貢献するものであ

る。

よって、本市議会は、東

京都全体が丸となって、

2016年開催の第31回オ

リンピック競技大会が東京

に招致されることを強く求

めるものである。